

令和5年(2023年)10月20日
午前11時30分～正午
於：高層棟4階 特別会議室
行政経営部 情報政策室

令和5年度 第7回吹田市政策会議 吹田市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例 及び同施行規則の制定

条例等(本市の条例、規則、規程、本市が処理するとされた大阪府条例及び本市が処理するとされた大阪府規則)に基づく手続等(申請、処分通知、縦覧及び作成)に関し、従来の書面による手続等に加えて、情報通信技術を活用した手続等を行えることを示す通則条例として、吹田市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(デジタル手続条例)及び同施行規則を制定するものです。

1 背景及び趣旨

「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(デジタル手続法、令和元年(2019年)改正・同年12月施行)」では、国の手続等における情報通信技術の活用推進について規定するとともに、地方自治体に対しても同様の施策を講ずる努力義務を定めています。

本市でも、手続等の情報通信技術の活用を進めているところですが、各手続等の根拠条例等の規定により書面が前提とされるものも多く、ルールの見直しが必要となっています。

以上のことから、条例等に基づく手続等に関し、従来の書面による手続等に加えて、情報通信技術を活用した手続等を行えることを示す通則条例としてデジタル手続条例及び同施行規則を制定するものです。

2 デジタル手続条例の概要

(1) 目的

手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とします。

(2) 手続等における情報通信技術の活用

ア 書面で行うこととされている申請又は処分通知について、電磁的記録のオンライン送受信により行うことができることに加え、署名等が必要な場合は、電子署名によって代替できることについても示します。

イ 書面で行うこととされている縦覧又は作成について、電磁的記録により行うことができることを示します。

ウ 本条例の適用除外となる手続等を示します。

(ア) 特殊な要件があり、情報通信技術を活用する方法がなじまない手続等

(イ) 既に個別の条例等で情報通信技術を活用する方法により行うこ

とができる旨が規定されており、改めて本条例を適用する必要がない手続等

エ 住民票の写し等の添付書面等について、市の機関等が直接情報を入手し、参照できる場合は、添付を不要とすることを示します。

(3) 情報通信技術を活用した行政の推進状況の公表

電磁的記録のオンライン送受信により行うことができる申請及び処分通知その他の本条例に基づく手続の推進状況について、公表することを示します。

(4) 備考

本条例は書面による手続等に加え、情報通信技術を活用した手続等ができるよう通則的に整備するものです。従前の書面での手続等を妨げるものではありません。

3 デジタル手続条例施行規則の概要

(1) 趣旨

本条例の施行に関し必要な事項を定めます。

(2) 電磁的記録のオンライン送受信による手続

ア 電磁的記録のオンライン送受信による申請及び処分通知の方法について示します。

イ 電磁的記録のオンライン送受信による申請については、規則で定める方法以外の市の機関等が定める本人確認の方法により行うことを可能とすることを示します。

(3) 電磁的記録により行う手続

電磁的記録により行う縦覧又は作成の方法について示します。

(4) その他

ア 本条例の適用除外となる手続等について示します。

イ 住民票の写し等、添付を不要とすることができる書類等について示します。

4 市民意見提出手続（パブリックコメント）

(1) 意見募集期間

令和5年（2023年）8月1日（火）から令和5年8月31日（木）まで

(2) 意見提出件数

0件

5 今後のスケジュール

令和5年（2023年）11月定例会	デジタル手続条例 提案
令和6年（2024年）2月1日	条例及び同施行規則 施行